

## 札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内会等が犯罪の抑止を目的として防犯カメラを設置する場合に交付する補助金（以下「補助金」という。）に関し、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、町内会（単位町内会又は自治会をいう。以下同じ。）又は連合町内会（以下「町内会等」という。）とする。

(交付の対象経費等)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、町内会等が行う防犯カメラを設置する事業に要する経費（保守、修理、電気料金などの維持管理に係るもの及び振込手数料を除く。）のうち、次の各号に掲げるものであって、市長が適当と認めるものとする。

- (1) カメラ、録画装置、その他の防犯カメラを構成する機器、防犯カメラの設置に伴い必要となる表示用設備の購入及び機器、設備の取付け等に係る経費。
- (2) 本補助金により設置した防犯カメラについて、道路管理者等からの撤去の要請等のために要する機器等の撤去及び設備の再取付けに係る経費。ただし、事業の廃止に伴う撤去は対象としない。

(補助金の額及び補助台数)

第4条 補助対象経費の限度額は以下のとおりとする。

- (1) 前条第1号にあっては、設置する防犯カメラ1台につき、180,000円とする。
  - (2) 前条第2号にあっては、再取付けする防犯カメラ1台につき、100,000円とする。
- 2 1町内会当たりの補助台数の限度は、以下のとおりとする。
- (1) 前条第1号にあっては、平成30年度以降の累計補助台数を1町内会当たり8台とする。
  - (2) 前条第2号にあっては、令和3年度以降の累計補助台数を1町内会当たり8台とする。

(補助の対象となる要件等)

第5条 補助の対象となる防犯カメラの要件は、次のとおりとする。ただし、カメラや録画装置の機器の要件の詳細について、別に定めるものとする。

- (1) 交付申請時に設置又は購入されていないこと。ただし、第3条第2号に係る交付申請は除く。
  - (2) 市長が定める日までに、札幌市内に設置されること。
  - (3) 犯罪（不法投棄を除く。）の発生を抑止するため特定の場所に継続的に設置される防犯カメラであって、録画機能があること。
  - (4) 道路、公園その他不特定多数の者が通行又は利用する場所（以下「道路等」という。）を対象として撮影するものとし、撮影された映像のうち道路等の画像面積が概ね2分の1以上であること。
  - (5) 防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示されるものであること。
  - (6) 個人のプライバシーの保護に十分配慮し、目的の達成に必要な撮影範囲に限定されるものであること。
- 2 補助金の交付を受けようとする町内会等は、次に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 札幌市が定める「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づき、管理運用規程を定めること。
  - (2) 防犯カメラを設置又は再取付けすることについて、当該町内会等を構成する住民の合意形成を諮ること。
  - (3) 防犯カメラを設置又は再取付けすることについて、当該設置場所の所有者（所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合にあっては、当該権利を有する者を含む。）の同意を得ること。
  - (4) 防犯カメラを設置又は再取付けすることについて、道路法その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を受けること。
  - (5) 防犯カメラを設置又は再取付けすることについて、警察と設置場所及び画角を協議すること。
- 3 暴力団員及び暴力団密接関係者が役員である団体その他公共の福祉に反する活動を行っている団体は、補助金の交付を申請することができない。
  - 4 同一の事業について、他の補助制度等により補助を受けようとする町内会等又は補助を受けている町内会等は、補助金の交付を申請することができない。

#### （事前エントリー申込）

- 第6条 補助金の交付を受けようとする町内会等は、「札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業事前エントリー申込書」（第1号様式）に関係書類を添えて、別に定める期間に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項において予算の範囲を超える申込があった場合には、別に定める方法により補助金申請の可否及び申請可能台数を決定するものとする。
  - 3 市長は、第1項の期間内における申込が、予算の範囲を超えない場合は、再度期間を定めて、事前エントリー申込を受け付けることができる。
  - 4 前項における事前エントリー申込に必要な書類及び予算の範囲を超えた場合の手続については、第1項及び第2項と同様とする。
  - 5 市長は、第1項及び第3項の規定に基づく事前エントリー申込があった町内会等に対し、補助金申請の可否及び申請可能台数を「札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業事前エントリー結果通知書」（第2号様式）により通知するものとする。

#### （交付の申請）

- 第7条 補助金の交付を受けようとする町内会等は、前条の規定による「札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業事前エントリー結果通知書」に基づき、「札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業補助金交付申請書」（第3号様式）（以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、別に定める期間に提出することができる。
- 2 市長は、前項の規定による期間内に申請書の提出がないときは、申請の意思がないものとみなすものとする。

#### （補助金の決定）

- 第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、「札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業補助金交付決定通知書」（第5号様式）により通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた町内会等（以下「補助団体」という。）が、申請内容を変更又は中止するときは、「札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業補助金変更等承認申請書」（第6号様式）（以下「変更等承認申請書」という。）に関係書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更等承認申請書の提出があったときは、変更等内容を審査し、当該内容について理由があると認められるときは、これを承認し、「札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業補助金変更等承認通知書」（第7号様式）により通知するものとする。

(事業報告)

第10条 補助団体は、防犯カメラの設置又は再取付けを完了したときは、速やかに「札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業実績報告書」（第8号様式）（以下「報告書」という。）に、関係書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により報告書が提出されたときは、その内容を確認の上、交付すべき補助金の額を確定し、「札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業補助金確定通知書」（第9号様式）により、補助団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、補助金の額の確定後、速やかに交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助団体から申出があった場合は、事前に概算額を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(1) 補助を受けることについて不正な行為があった場合。

(2) その他補助金を交付することが不適当と認められる事実があった場合。

2 市長は、前項の規定による処分をするときは、補助団体に対してその理由を示さなければならない。

3 第1項の規定により交付決定の取消し等を行った場合又は補助金の返還等をさせた場合において、補助団体に損害を及ぼすことがあっても、市長は賠償の責を負わないものとする。

(書類の保存)

第14条 補助団体は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(防犯カメラの維持管理)

第15条 補助団体は、防犯カメラの設置を完了した日から起算して5年間は、当該防犯カメラを適切に維持管理しなければならない。

(補助の期間)

第 16 条 この要綱による補助の実施期間は、施行の日から令和 8 年 3 月末日までとする。

(補則)

第 17 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和元年 6 月 1 4 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。